

三種町公共施設等太陽光発電設備等導入調査業務仕様書

本仕様書は、当該業務に関して基本的な事項を示したものである。そのため、その他必要と考えられる事項については、創意工夫し提案すること。

1. 業務名

三種町公共施設等太陽光発電設備等導入調査業務（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

本業務は、三種町（以下「本町」という。）が2050年カーボンニュートラル実現を目指して策定した「地域脱炭素実行計画」における主要な施策である「公共施設の防災機能の向上」に資するため、主要な防災施設を中心とした公共施設への太陽光発電設備等の導入可能性を調査・検討し、事業化に向けた基本計画を定めることを目的とする。

3. 業務の基本方針

本業務は、国の補助事業「令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」のうち、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業（第2号事業）（以下「環境省補助金」という。）を活用の上、実施するものであり、本業務を受注した者（以下「受注者」という。）は業務の実施にあたり、本業務を委託する本町と協議し、同補助事業交付規程及び関連事項について十分把握、整合の上、実施するものとする。

4. 業務の実施

- （1）受注者は本業務を実施するに当たって、本町の方針や意向を十分に理解して、業務を履行すること。また、綿密な連携を取り、適宜業務内容の方針及び条件等について打ち合わせを行うこと。
- （2）受注者は、業務計画表等に基づき適正な工程管理を行い、作業の進捗状況を報告するとともに工程に変更が生じた場合は速やかに発注者に報告すること。
- （3）受注者は、本業務の実施に当たって、法令、国の計画・指針等を把握した上で、本町で定める関連計画と整合を図ること。
- （4）受注者は、業務の着手及び完了の際には、下記の書類を作成し提出すること。
 - ①着手時…業務着手届、業務主任者通知書、業務計画表 ※任意様式
 - ②完了時…業務完了届、納品書 ※任意様式
- （5）本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受注者が行う。ただし本町が所有し業務に利用できる資料は貸与可能とする。受注者は資料を借用した場合は、業務完了時まで返却すること。
- （6）本業務は、環境省補助金を活用の上、実施するものであるため、受注者は同補助事業に関連する事項について善意をもって協力すること。
- （7）受注者は、本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議を行うこと。

5. 業務内容

(1) 事前協議

受注者は、本業務の受注後、速やかに担当職員との打合せを実施し、本業務の実施方針について事前に協議すること。協議において、本業務の実施方針の修正の必要がある場合は、協議後に速やかに修正の上、担当職員の確認及び了承を得ること。

(2) 考慮すべき地域特性、環境特性等の調査・検討

①諸元の整理 あらかじめ町が抽出した公共施設で主要な防災施設（防災本部・指定避難所等）である20施設「(仕様書別紙)調査対象施設リスト」を対象とし、施設の諸元として、「設置容量」、「年間発電量」、「設備利用率」、「三種町地域防災計画上の位置づけ」を整理すること。整理に当たっては積雪を踏まえて積雪や雪かきのスペース等を考慮するなど、地域特性を反映させるために県内の発電事業者又は工事業者の意見を踏まえたものとする。

②規制制度の整理 規制制度については、FIT/FIP制度のガイドラインなど一般的な情報整理を行うほか、重点対策加速化事業等を活用する場合の交付金の要件を併せて整理し、調査内容に反映させること。

③現地調査 ①、②の内容を踏まえて優先順位の高い13施設（以下「優先施設」という。）を抽出し、事前に担当職員の確認を受けた上で、現地調査を行うこと。現地調査では、秋田県内で太陽光発電設備の設置に係るEPC実績のある者の協力を得ることとし、建物構造（屋根材の種類、構造計算書の有無を含む）、周辺環境（工事時の搬入経路の確保の可否）その他の要因（連系する場合の電柱の位置、変圧器の位置等）を把握して①の諸元の修正や設置可否を判断すること。また、設置が可能な場合には設備レイアウトを検討すること。

(3) 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討

①需要量を踏まえた設備規模の検討

(2)の調査によって把握する優先施設への設備導入可否と、施設管理担当者経由で把握する過去12か月程度の電力消費量(kWh)を比較し、自家消費のみを想定する場合と逆潮流(系統売電)を想定する場合それぞれで設備規模がどの程度変わるか把握すること。

②施設管理担当者への聴き取り

担当職員同席の下、優先施設の施設管理担当者に聴き取りを行うことで、(2)③の現地調査の内容を補完するほか、屋上防水加工の状況など、担当者の認識として太陽光発電設備を導入する場合の懸念点を整理すること。

当該懸念点が誤解に基づくものや解決可能なものかどうか検討し、必要に応じて情報提供を行うことで、円滑な施設導入を図ること。

(4) 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討

(3)の結果を踏まえて、優先施設の時間帯・季節別の電力使用量調査をする。また、優先施設で自家消費のみを想定する場合と逆潮流を想定する場合それぞれの発電量、日射量、導入可能量、設置位置、設置方法、自家消費量等をシミュレーションすること。シミュレーションに当たっては、NEDOのデータベースを活用した簡易なものを想定しているが、公募により民間事業者の知見を活用してより精

緻なシミュレーションが可能な場合には採用すること。シミュレーションは時間帯・季節別に行うことで、実際の導入時に事業性を評価できるものとする。

(5) (2) ～ (4) の調査・検討結果を踏まえた具体的な発電設備の導入計画の検討

① オンサイト P P A 手法の導入検討、補助金の活用可能性の検討

地方公共団体と連携した地域エネルギー会社は、再生可能エネルギーなどの地域資源を活用し、地域経済活性化、地域課題解決に貢献する地域循環共生圏の主要な担い手になるとともに、地域の中堅・中小企業の脱炭素化を支援し、地域産業の競争力強化にも貢献することが期待されている。公共施設への再エネ導入に当たってはオンサイト P P A（自家消費）による導入検討を行い、その際、上述のような地域経済活性化や地域課題解決に貢献する担い手を育成しながら、地域経済循環効果を最大化する体制構築の可否を併せて検討すること。また、重点対策加速化事業など国の補助金活用可能性を検討すること。

② 設置コストの調査・検討

設置コストは、調達価格等算定委員会における費用を参照した試算を行うことを想定しているが、記載の秋田県内で太陽光発電設備の設置に係る E P C 実績のある者にヒアリングすることで地域特性を加味して必要に応じて調達価格等算定委員会における費用を補正すること。

③ 地域経済・社会にもたらす効果の分析

環境省が公開している「経済波及効果分析ツール」等を活用し、本事業を実施することによる経済波及効果を分析すること。

(6) 基本計画（案）の作成

(1) ～ (5) の内容を踏まえ、優先施設における太陽光発電設備等設置について、検討、評価を行った上で、導入方針を含めた基本計画（案）を次に掲げること

① 2030年度を期限とした年次計画を検討すること。

② 防災施設であることを考慮して、平時において自家消費することが可能で、災害時に自立的に稼働するための蓄電池設置を見据えた設備容量を検討すること。

③ 公有地や敷地内余剰地・建物等が見込める場合については、その活用についても検討すること。

(7) 報告書の作成及びカーボンニュートラル推進本部及び協議会向け説明資料の作成

(1) ～ (6) の内容を分かりやすく取りまとめた報告書を作成するとともに、町が令和7年度に開催を想定しているカーボンニュートラル推進本部及び協議会向けに概要を作成し、本部及び協議会に各1回程度出席して説明すること。これらの作成に当たっては、担当職員に事前の確認を受けること。

(8) 打合せ・協議

本業務の遂行に当たっては、町の関係職員と十分な協議の上、進めていくものとする。また、導入先施設等の関係者又は関係団体との協議に必要な資料作成及び助言による支援を行うものとする。

(9) 検査

受注者は完了届提出時において発注者の成果品検査を受けるものとし、検査にお

いて修正を指示された箇所は速やかに訂正しなければならない。

また、受注者の責に伴う瑕疵が発見された場合は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

6. 履行期間

本業務契約締結日の翌日から令和8年1月9日（金）まで

7. 成果品

（1）成果品の数量及び規格

本業務の成果品として、次に掲げるものを作成し、納品すること。

①報告書：簡易製本2部 ※基本計画書（案）【通常版、概要版】含む

②議事録：一式

③その他、業務で作成した分析・検討資料等：一式

④その他、本町担当者が指示した資料：一式

⑤上記電子データ：CD-R（1部）

⑥環境省補助金の完了実績報告に関し必要な事項に関するもの。

なお、成果品納品後においても業務内容及び成果品について、問合せ、その他の対応を求めることができるものとする。

（2）成果品の使用等

本業務の成果品に係る権利はすべて当町に帰属するものとし、受注者は当町の承諾を得ること無く他に公表、貸与又は使用してはならない。

（3）提出先

三種町役場 企画政策課 企画係

8. その他

（1）本業務を遂行する上で知り得た情報及び本業務に係る内容は、本町の許可無く第三者に漏らしてはならない。

（2）本業務を実施するにあたり、業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。

（3）仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本町及び受注者とで協議の上、本業務を実施するものとする。

（4）受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、又は協議を受けた時は、誠意を持ってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

（5）本業務は、環境省補助金を活用の上、実施するため、交付申請内容等を考慮し、協議により必要な範囲において本業務の仕様に反映することができるものとする。

（6）受注者は環境省補助金の完了実績報告に必要な事項に対応すること。また、本業務に係る書類は事業終了後、5年間保存し、会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。

（7）個人情報の保護については、十分な注意を図り、流出・損失を生じないこと。

（8）成果品が他者の所有権や著作権を犯す可能性がある場合は、受注者が解決する

こと。

9. 委託料の支払方法等

- (1) 完成検査終了後、請求に基づき一括で支払うものとする。
- (2) 本業務の委託料には、本業務に要するすべての経費を含むものとする。

10. 連絡先

〒018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8番地

三種町役場 企画政策課 企画係

電話：0185-85-4817（企画政策課企画係直通）

FAX：0185-85-2178

メールアドレス：kikaku@town.mitane.akita.jp